

## 君津市小規模事業受注参加希望者登録要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する小規模な修繕に係る事業について、市内業者の受注機会の拡大を図るため、受注参加を希望する者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象となる事業)

第2条 小規模な修繕に係る事業の対象となる事業は、その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であると認められるもので、おおむね50万円以下の事業とする。

### (登録業者)

第3条 契約を希望する者として登録することができる者は、市内に住所を有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 君津市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 官公署等の登録、許可及び認可等を必要とする業種で当該許可を受けていない者
- (4) 市税等を滞納していない者

### (登録申請の方法等)

第4条 登録を希望する者は、小規模事業受注参加希望者登録申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (2) 納税証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 登録の有効期間は、2年とする。

### (登録名簿への登載)

第5条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、小規模事業受注参加希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載するものとする。

### (登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登載された者は、登録事項に変更及び事業を中止又は廃止したときは、小規模事業受注参加希望者登録事項変更届け（別記様式第2号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

### (その他)

第7条 この要領に定めのない事項で、運用に際し必要な事項については、市長が別に定

める。

附 則

この要領は、平成16年3月1日から適用する。